

第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物(屋根及び柱又は壁を有するものをいう。以下同じ。)である防火対象物については、特段の規定(政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項)のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

なお、ここでいう「棟」とは、原則として独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。(「相互に接続」とは構造的に接続されているものであること。)

独立した一の建築物が相互に接続されて一体となっているものを判断するにあたっては、昭和53年2月21日消防予第32号及び昭和54年9月11日消防予第173号を参考とすること。

2 建築物と建築物が渡り廊下(その他これらに類するものを含む。以下同じ。)、地下連絡路(その他これらに類するものを含む。以下同じ。)又は洞道(換気、冷房又は暖房設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電気類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。)により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、令和6年3月29日消防庁告示第7号に定める基準に該当する場合は、消防用設備等(屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。)の設置について別棟として取り扱うことができるものであること。

3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができる。

(1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合

(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共地下道(地下街の地下道を除く。)を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、概ね20㎡以下であること。ただし、当該開口部の直近が外気に有効に開放されている場合にあつてはこの限りでない。

イ 前アの開口部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ 前イの防火設備が防火シャッターである場合は、直近に建基令第112条第14項第2号に定める防火戸が設けられていること。

4 別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定及び床面積の取り扱いは、それぞれ次によること。

(1) 項の判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。

(2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。

なお、渡り廊下等への消防用設備等の設置については、原則としてその渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に

適合させること。(別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取り扱いとしても差し支えないこと。)

5 その他

屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次の(1)から(3)に適合する場合は、政令第32条を適用して、別の建築物として取り扱うことができる。

- (1) 渡り廊下等は、不燃材料により造られたものであること。
- (2) 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。
- (3) 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の範囲に存しないこと。